

東京金融賞2019「金融イノベーション部門」
事業者の募集にかかる募集要項

1 本事業の目的

東京都は、2017年11月に、東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くため、目指すべき都市像、今後実施していくべき具体的施策、構想実現に向けた体制等を取りまとめたものとして、「国際金融都市・東京」構想を策定し、国や民間等と連携しながら、金融の活性化に向けた取組を推進している。

東京金融賞は、この「国際金融都市・東京」構想の取組みの一つとして、都民のニーズや都政の課題解決に資する画期的な金融商品・サービスの開発・提供を行う金融事業者、持続可能な都市づくりに貢献するESG投資の普及を実践する金融事業者を表彰するものである。「東京金融賞」の創設・実施により、都民の利便性向上と金融の活性化を実現し、同時に国際金融都市としてのプレゼンスを向上させることを目的とする。

本募集要項は、東京金融賞「金融イノベーション部門」において、解決すべきニーズ・課題として東京都が設定したものに対する解決策を提案する事業者にかかるものである。

2 募集する解決策

以下に挙げる事項を満たす「新規サービス」による解決策を募集する。「新規サービス」とは、全く新しいサービス、日本未発売のサービス、既存のサービスに新たな機能等が追加されるサービス、もしくは新技術の導入により価格低減が図られる等の価格付加価値がつくサービスを指す。

- ・ 都民のニーズを満たすこと又は、都政の課題を解決することが可能であること。
- ・ 提案された解決策の内容が、東京金融賞の趣旨・目的に合致していること。
- ・ 革新性及び実現可能性があること。
- ・ 都内企業とマッチングできるか、都内で事業を開始することが可能であること。

3 募集対象事業者

以下の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 上記2の「募集する解決策」の要件に合致し、都内で事業を行う又は行う予定の国内外の金融事業者（フィンテック事業者を含む。）。なお、別途、東京金融賞「ESG投資部門」において応募している事業者については、本「金融イノベーション部門」に応募できないものとする。
- (2) 応募期日時点で都内に拠点がない事業者については、本事業終了後、都内に拠点設立の意思があること。
- (3) 支援プログラム実施対象に選定された場合に、下記8の「参加規約」を遵守できること。
- (4) 法令等に違反して刑罰、許認可等取消し、金銭の納付等の処分を受けたことがなく、

現時点においてそれらの処分を受けるおそれのある事実がないこと。

- (5) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- (6) 公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- (7) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、または将来においても行わないこと。
- (8) 政治活動、選挙運動、または、宗教活動を目的とする法人でないこと。
- (9) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

4 審査方法及び選定数

審査委員会を設置し、下記の審査を実施する。

- ① 一次審査：設定したニーズ・課題に対して、優れた解決策（アイデア及び計画）を提案した事業者（最低5者）を選抜する。
- ② 最終審査：①により選抜された事業者が具体化した商品・サービスに順位付けを行う。

5 表彰事業者数

3者（ただし、4②の最終審査において、一定水準を満たさなかった事業者を除く）

6 特典

① 支援プログラム

上記4①で選定された事業者を対象として、支援プログラムを実施する。支援プログラムでは以下を提供し、一次審査にて選抜された事業者が開発・提供する商品・サービスのブラッシュアップを図る。

- 事前セミナーの開催

日本におけるフィンテック市場、法規制、金融業界の商習慣、東京都の外国企業誘致施策等を説明するセミナーの開催

- メンタリング／ビジネスミーティングの開催

都内金融機関等（以下、「メンター企業」という。）による、参加事業者に対するサービス又は商品のブラッシュアップのためのビジネスミーティングの開催

- ネットワーキングイベント参加機会の提供

- ビジネスマッチング機会の提供

都内企業（金融機関を含む）とのビジネスマッチングの開催

- デモ発表会および表彰式の開催

参加事業者が支援プログラムを通じてブラッシュアップしたサービス・商品をプレゼンテーションする発表会を開催

（都内企業、都内投資家、在日外国大使館・商工会議所、政府関係者及び専門家（弁護士、会計士、税理士等）等、参加事業者とのビジネスマッチングに関心を有する企業・団体、メディアが参加予定）

- アフターフォロー

- 滞在中の開発環境（オフィススペース）の無償提供

- 移動手段、宿泊先の紹介

- 翻訳・通訳

- 国内でのPRサポート（広報媒体、掲載時期は都が指定する）

② 表彰式での表彰及び賞金の授与（総額1,800万円）

上記4①で選定された事業者のうち、一定水準を満たした事業者に対し、2020年2月上旬に開催する表彰式において、最終審査（上記4②）による決定順位に基づいて表彰を行い、賞金を授与する。賞金の金額は、上位から順に1,000万円、500万円、300万円とする。

7 本事業の日程等

以下の日程は予定であり、予告なく変更する場合がある。

- （1）応募受付（2019年7月16日～8月23日）
- （2）特に優れた解決策を提案した金融事業者の選定・発表（2019年9月～10月）
- （3）事前セミナー（2019年10月）
- （4）メンタリング／ビジネスミーティング（2019年10月～11月）
- （5）ネットワークングイベント（2019年10月～11月・月1回程度）
- （6）ビジネスマッチング（2019年10月～11月）
- （7）最終審査（2019年12月～2020年1月）
- （8）デモ発表会および表彰式（順位発表）（2020年2月上旬）
- （9）アフターフォロー（デモ発表会および表彰式後から、2020年3月末まで）

8 参加規約

支援プログラム実施対象に選定された事業者は、以下を遵守する。

（1）支援プログラム期間中の滞在について

支援プログラム期間中、原則として東京都内に滞在し、サービス又は商品の事業化に向けたブラッシュアップに努めること。ただし、東京都が妥当と認めた場合は、一時的に東京を離れることを妨げない。

なお、支援プログラムの対象となった事業者は、同プログラムの最初から確実に参加できるよう、期間中における東京滞在のための準備を速やかに行うこと。ただし、国外

の事業者で、支援プログラム開始までに東京に滞在することが難しい場合には、別途事務局に連絡すること。

(2) 事前セミナーへの参加

- ・原則、参加すること。
- ・特別な事情により参加できない事業者は事前に事務局に連絡し、別途内容を確認すること。

(3) メンターシッププログラムへの参加

支援プログラム期間中にメンター企業とのメンタリングに2回以上参加すること。

(4) ネットワーキングイベントへの参加

- ・全てのネットワーキングイベントに参加すること（但し、参加者が同一人物でなくとも良い）。
- ・特別な事情により参加できない参加事業者は事前に事務局まで連絡し、別途内容を確認すること。

(5) ビジネスマッチングへの参加

- ・都内企業とのビジネスマッチングに参加すること。なお、ここでいうビジネスマッチングとは、都内企業との共同研究・開発、販売提携等をさす。

(6) 最終審査会への参加及びプレゼンテーションの実施

- ・都内で開催する最終審査会（2019年12月～2020年1月）には必ず参加のうえ、支援プログラム期間中にブラッシュアップした商品・サービスの内容をプレゼンテーションすること。

※特別な事情により審査会に来場できない対象事業者は事前に事務局まで連絡し、参加方法を調整すること。

(7) デモ発表会および表彰式への参加

- ・必ず参加の上、デモ発表会では、自社紹介、及び支援プログラム期間中にブラッシュアップしたサービス・商品の内容を外部に向けて発信すること。

(8) その他

- ・上記3（3）～（9）に反する事実が判明した場合、及び、本事業に参加する事業者としてふさわしくないと東京都が判断する業務等を行っていることが判明し東京都の聴取に対し適切な釈明がない場合には、表彰式後であっても選定及び表彰を取消すことがある。その場合、当該事業者は、受領した賞金を遅滞なく東京都への返還に応じること。
- ・審査に係る必要な情報提供、質問への回答等に応じ、円滑な審査業務の遂行に協力すること。
- ・原則、意思決定者（CEO、COO等）が、すべてのプログラムに参加すること。
- ・渡航費、宿泊費、国内移動費、及び食費等に係る一切の費用は自己負担すること（但し、宿泊施設等に係る紹介は事務局が可能な範囲で提供する）。
- ・東京都のホームページでの事業者名及び事業者概要等の情報公開を承諾すること。

9 申込時の留意点

(1) 申込時に入力する個人情報の取扱いについて

以下を承諾すること。

- ・申込フォームに入力された個人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ、東京都及びその委託を受けた事務局並びにメンター企業に提供され、利用されること。
- ・応募事業者は、申込フォームに入力した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。
- ・申込時に日本語以外の言語で登録した情報の一部情報については、東京都の委託を受けた事務局においてGoogle翻訳ツールを利用して日本語に翻訳するため、Googleに送信し一時的に保存されること。

※Google のデータ セキュリティの基本対策について詳しくは以下を参照のこと。
(<https://www.google.com/about/datacenters/inside/data-security/index.html?hl=ja>)

(2) EU域内に在住する個人のデータを入力する場合について

上記(1)に加えて以下の条件に同意すること。

- ・入力した個人データは日本に転送され、日本国内のサーバに保存される。日本は、欧州委員会からデータ保護の十分制の決定を受けていないが、申請者の個人データを適切に管理する。
- ・当該個人データの本人は、自らの個人データへのアクセス、不正確な個人データの修正、個人データのデータ加工に係る制限を要求できる。

※なお、東京都による個人データの取扱いに不満がある場合、EEA加盟国の監督機関に苦情申立てをすることができる。

※EU域内在住の個人データの本人が、個人データの使用および移転に関する上記の条件に明示的に同意していない場合は、当該個人データの入力を行わないこと。

(3) 支援プログラム対象事業者においては、本事業終了後も、東京都の事業に可能な限り協力すること。

10 本事業に係る参加費用

(1) 支援プログラムへの参加は無料とする。

(2) 渡航費、宿泊費、国内移動費、及び食費等は自己負担とする。

11 応募申込

応募を希望する事業者は、東京金融賞ウェブサイト上の申込フォームにアクセスの上、期日までに必要情報の登録及び参加申込の確定を実施すること。

(1) 申込方法

- ・東京金融賞ウェブサイトより、事業者の申込フォームにアクセス
[\(申込フォームはこちら\)](#)
- ・申込フォームの入力欄に必要情報を登録
- ・入力情報に誤りが無いことを確認の上、参加申込みを確定

(2) 提出期限

2019年8月23日（金）23時59分まで（日本時間）

(3) 選定等

申込締め切り後、審査委員会にて厳正に事業者の選定を行い、一次審査の結果をホームページにて発表予定。また、最終審査の結果を2020年2月上旬の表彰式にて発表予定。なお、選考過程は一切公表しない。

東京金融賞に関する問い合わせ先
「東京金融賞2019」事務局
finaward@access2tokyo.com